

浦安市犯罪被害者等支援推進計画（令和8年4月策定）の概要（案）

市民経済部 市民安全課

1. 計画策定の趣旨・目的

国は、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、犯罪被害者等基本法を制定し、犯罪被害者等基本計画を策定しております。また、千葉県では、令和3年に千葉県犯罪被害者等支援条例が制定され、それに基づく千葉県犯罪被害者等支援推進計画により支援が進められております。

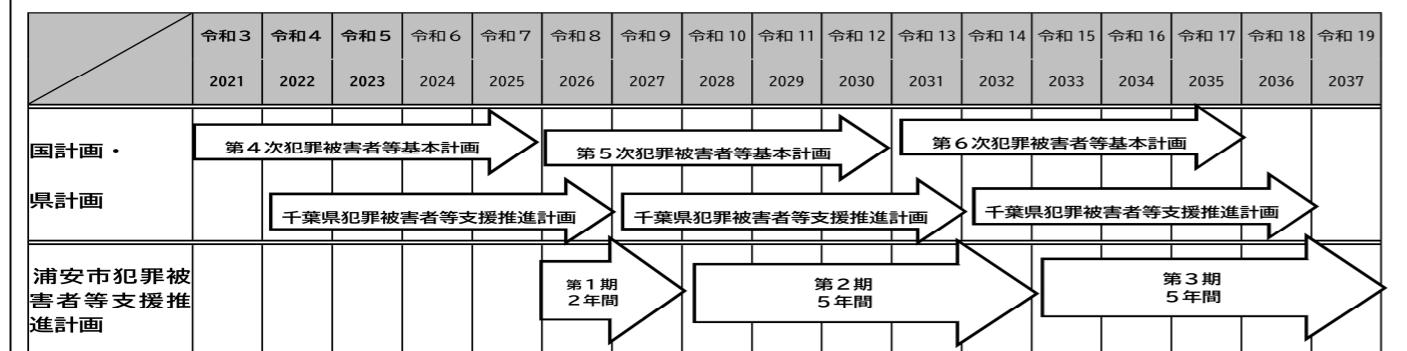
本市では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減並びに生活再建の支援及び権利利益の保護を図ることを目的に、浦安市犯罪被害者等支援条例を、令和7年4月1日に施行しました。

本計画については、市民が安心して生活することができる地域社会の実現に寄与するため、条例に基づき犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ・計画期間

本計画は、条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援を総合的・計画的に推進するための基本方針と具体的な取組を示すもので、本市の施策推進の指針となります。浦安市総合計画と整合を図るとともに、国の「犯罪被害者等基本計画」及び千葉県の「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を踏まえています。

初回の計画は国と県の計画改定時期を踏まえ、令和8年度から令和9年度までの2年間とし、その後は社会状況や上位計画の改定等を踏まえ、5年ごとに改訂します。

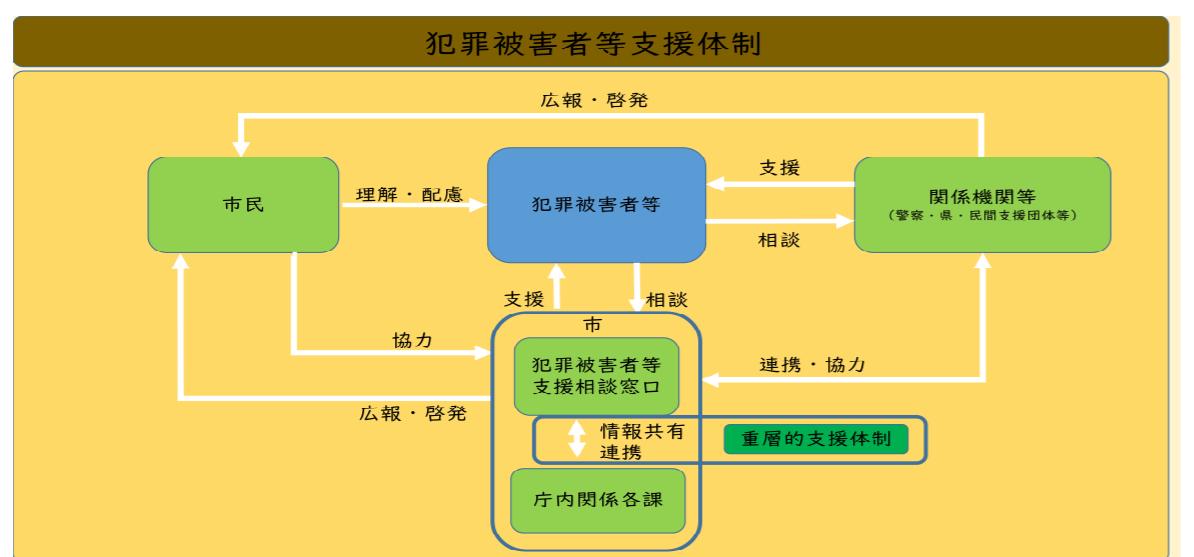


3. 計画の基本的な考え方

条例第3条の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を開示し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、5つの基本方針を定め、3つの取組の柱を掲げ、基本施策及び主な取組を示しています。

また、被害の早期回復及び軽減と生活再建の支援を推進するために、「浦安市犯罪被害者等支援相談窓口」を設置し、ワンストップサービス、庁内横断連携・重層的支援を実施します。

【支援体制図】



4. 計画の体系

[目指す姿] 社会全体で犯罪被害者等を支え、市民が安心して生活することができる地域社会の実現

[基本方針] (1) 尊厳の尊重と適切な支援

(2) 個別事情に即した支援

(3) 迅速・公正、継続的支援

(4) 厳格なプライバシーの保護

(5) 市民等の理解促進

[3つの取組の柱]

(1)体制整備に関する取組

(1) 総合的支援体制の整備（条例第9条）

(2) 相談対応及び情報提供等（条例第9条）

(2)生活支援等に関する取組

(1) 支援金の支給等（条例第10条）

(2) 日常生活の支援等（条例第11条）

(3) 安全の確保（条例第12条）

(4) 居住の安定（条例第13条）

(5) 雇用の安定の支援（条例第14条）

(3)理解の促進に関する取組

(1)市民及び事業者の理解の促進（条例第15条）

(2)教育活動の推進（条例第16条）

(3)民間支援団体等への支援（条例第17条）

(4)人材の育成（条例第18条）

[各基本施策]

(1) 総合相談窓口の設置

②関係機関等との連携

③民間支援団体への財政支援

①犯罪被害者等への支援等の情報提供

②法律相談

③様々な問題に対する相談

①犯罪被害者等支援金の支給

②日常生活費助成

③各種手当・医療費等の支給

①福祉・介護サービスの給付

②各種福祉サービスの提供

①住民票の写しの交付等の制限

②住まいの防犯診断、防犯相談の実施

①転居等費用の助成

②心身障がい者世帯の市営住宅優先的入居の実施

①事業者に対する理解の増進

②関係機関と連携した就労支援

①市民への啓発

②犯罪被害者週間に合わせた広報

①生命を尊重する教育

②人権教育

③情報モラル教育

①民間支援団体の活動の周知等

②職員研修会や講演会の開催

目指す姿・5つの基本方針